

「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」改定案」に対する意見

厚生省生活衛生局長殿

平成7年11月6日

「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」改定案」
に対する意見

社団法人農林水産先端技術産業振興センター
理事長 畑中 孝晴

当センターでは、会員が開発を進めている組換え体のほとんどが組換え体そのものを食するものであることから、平成3年に定められた組換え体そのものを食しないものを対象とする安全性評価指針に加え、組換え体そのものを食する場合の安全性評価指針が早期に定められることを希望しておりました。

この度、食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会がまとめられた「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」改定案は、現行の指針の中に新たに組換え体そのものを食する場合の安全性評価を付加する改訂を提案するものであり、組換え体の商品化を目指して、研究・開発を進めている会員とその支援並びに実用化を推進している当センターとしては、この度の改定案の提出を高く評価するとともに早期に指針として公表されることを希望しています。

今回の改定案の内容については、検討段階から当センターとしての意見も述べ、これらの意見のかなりの部分を取り入れていただいておりますので、基本的には問題はないと考えております。

なお、今後組換え体実用化の推進を図る観点から、「既存のものと同等とみなし得る」か否かについての判断基準については多くの例示をもって明確にさせていただくとともに、指針の運用に当たっては、可能な限り弾力的に行なわれるよう希望いたします。

また、「組換え体そのものを食する場合の安全性評価のための基本方針」に示されているように、今回の改定案は組換え体が種子植物がである場合に限られていますが、今後種子植物以外の植物での組換え体も実用化の対象になっていくことが予測されることから、これらの安全性評価についても適時検討していただきますようお願いいたします。

なお、改定案の細部については現在検討中であることを申し添えます。